

# 介護保険3施設・居住系サービスの 整備について

佐賀中部広域連合  
第5期計画策定  
第2回策定委員会資料

# ■介護保険3施設・居住系サービス整備について

## (1) サービス整備の基本的な考え方

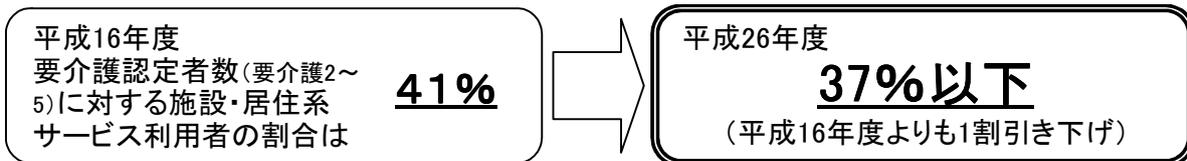
資料1でも述べているように、本年6月15日に改正介護保険法が可決・成立し、介護療養型医療施設の廃止期限が6年間延長されました。また、昨年10月7日、介護保険の事業運営の基本的な考え方を定める「介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（厚生労働省告示。以下「基本指針」という。）が改正され、施設整備に係る参酌標準が一部見直され、施設・居住系サービス利用者の量的指針の条項が一部撤廃されました。この改正により、施設の整備計画は地域の実情に応じて策定することとなりましたが、総量規制の撤廃は行われていないため、地域において定める整備枠による規制は行われることとなります。

### ▼参酌標準の一部撤廃について

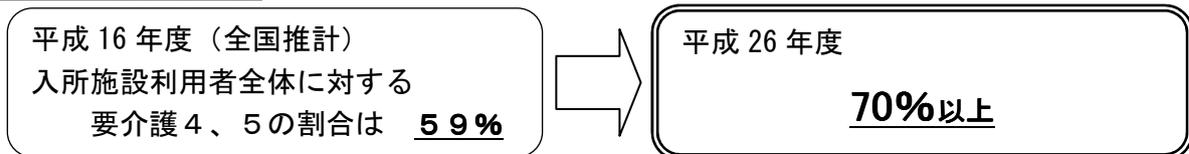
○国は「基本指針」において、第4期までは、いわゆる参酌標準として以下の3点を示していました。このうち①の「要介護2以上の認定者数に占める施設・居住系サービスの利用者を37%以下」の規定が廃止されています。

#### ①市町村において、平成26年度における要介護2以上の認定者数に占める施設・居住系サービスの利用者を37%以下にすることを目標として設定する。

※施設・居住系サービス・・・特養（密着型含む）・老健・療養型・グループホーム、介護専用型特定施設

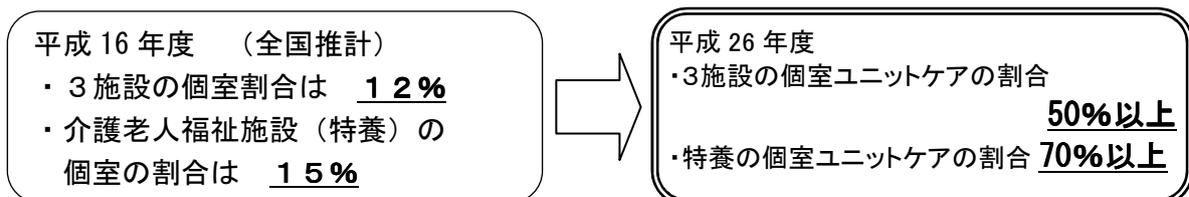


#### ②市町村において、入所施設利用者全体に対する要介護度4、5の割合を70%以上にするを目標として設定する。



#### ③都道府県において、3施設定員に占めるユニット型施設の定員割合を50%以上とし、うち特別養護老人ホーム（密着型含む）定員に占めるユニット型施設の定員割合を70%以上とすることを目標とする。

※3施設・・・特養（密着型含む）・老健・療養型



## (2)介護保険3施設・居住系サービスの整備状況

佐賀中部広域連合の介護保険3施設及び居住系サービスの整備状況は、全国でも相当の整備状況となっています。このため、介護保険3施設は、第4期事業計画では新規整備は行われていません。

一方で、こうした状況の中、参酌標準等が示す介護保険施設入所優先度の重度化が進むと、軽度の方の施設入所が困難となり、特に認知症をもっている方の対応が重要となります。

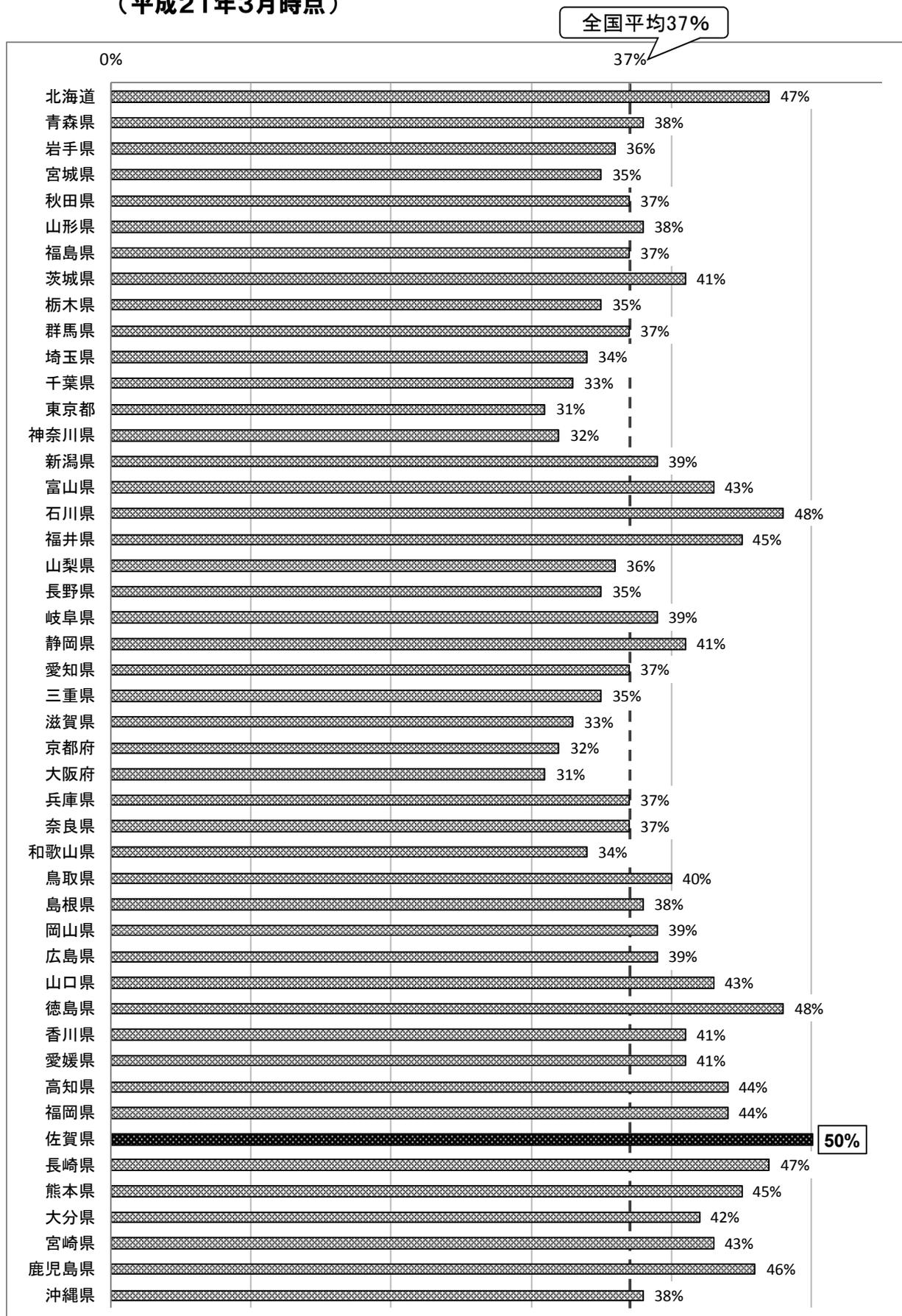
このため、佐賀中部広域連合では、第4期事業計画では、グループホーム等の地域密着型サービスについて、基盤整備の推進を行いました。

### ■各市町における施設整備状況

(平成23年度末予定床数)

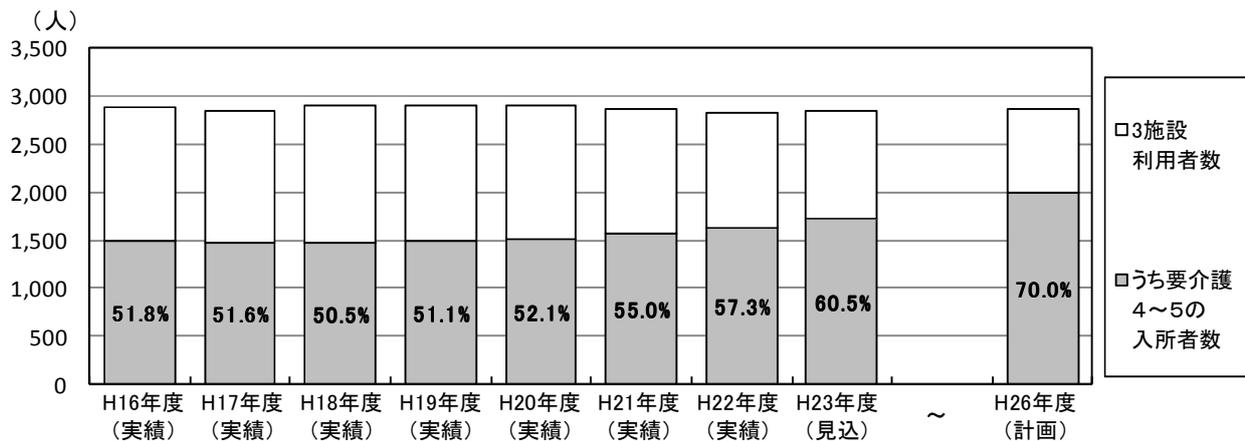
市町名	状況	介護老人福祉施設	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護保険3施設設計	グループホーム	特 定 設 施	居住系サービス計	施設・居住系合計
佐賀市	床数	751	43	960	213	1,967	504	94	598	2,565
	施設数	12	2	12	6	32	43	5	48	80
多久市	床数	77	0	133	52	262	35	50	85	347
	施設数	1	0	2	1	4	3	1	4	8
小城市	床数	150	20	90	6	266	90	0	90	356
	施設数	3	1	2	2	8	9	0	9	17
神埼市	床数	150	0	80	0	230	63	60	123	353
	施設数	3	0	1	0	4	5	1	6	10
吉野ヶ里町	床数	50	0	0	0	50	27	0	27	77
	施設数	1	0	0	0	1	3	0	3	4
合 計	床数	1,178	63	1,263	271	2,775	719	204	923	3,698
	施設数	20	3	17	9	49	63	7	70	119
<b>参 考</b>										
佐賀県全体	床数	3,468	73	2,913	1,132	7,586	2,021	955	2,976	10,562
	施設数	56	4	38	30	128	157	21	178	306

【参考資料】要介護2～5の高齢者数に対する施設・居住系サービスの利用者数の割合  
(平成21年3月時点)



施設・居住系サービス: 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、介護専用型特定施設、介護療養型医療施設  
出典: 厚生労働省・第32回社会保障審議会介護保険部会資料(平成22年9月17日)

### (3)介護保険3施設利用者の重度者への重点化状況と今後の計画



佐賀中部広域連合における入所施設利用者全体に対する要介護4・5認定者の割合は、平成16年度の時点で51.8%と、全国推計の59%を下回っていました。

基本指針による参酌標準により、第3期計画において平成26年度までにこの割合を70%とする目標を立てており、第4期計画でもこれを踏襲しました。第4期計画では、平成22年度時点で、入所施設利用者全体に対する要介護4・5認定者の割合を59.2%と見込んでいましたが、実際には平成22年度実績は57.3%にとどまっています。

この参酌標準は、第5期計画においても踏襲されることから、「入所施設利用者全体に対する要介護4・5利用者割合を70%」にすることを平成26年度の目標値とすることとなります。

## (4)佐賀中部広域連合の方向性

第4期計画では、＜介護が必要となってもその人らしく暮らし続けることができる地域社会の構築＞を基本理念として掲げました。

高齢者の生活においては、「老老介護」や「認認介護」が社会問題となっており、その対応は重要なこととなっています。

### (状況)

要介護度が高い方は、施設の入所申込みを行った場合に、入所優先度が高くなるため、施設の入所は比較的早いものと考えます。

要介護度が高い方々の対応を多く行う介護保険3施設については、佐賀中部広域連合は、既に全国平均以上の整備が進んでおり、今後はこれらのサービスについては、新規での整備が厳しい状況です。

要介護度が低い方は、入所優先度が低く、このため在宅生活が長くなりがちになります。

また、在宅生活を継続して望む方もいますので、在宅の方々の「老老介護」や「認認介護」の対応が必要となります。

### (方向性)

国では、地域において生活を継続するために地域密着型サービス等の位置づけを重要なものとし、施設整備を進めるための交付金制度の活用を呼び掛けています。

佐賀中部広域連合としては、今後はこのような事業の活用を視野に入れながら、地域に密着した介護や介護予防の観点からさまざまな地域資源を活用することによって、地域のバランスのとれた、高齢者を地域社会で見守っていく施設整備を目指していきます。